

東近江市に支払い命令

北口富夫社長らが勝訴

前田旧五個荘町長らの発言

名誉棄損で損害賠償20万円

旧八日市市小脇町の産業廃棄物処理会社「北口産業」の北口富夫社長(70)らが、旧五個荘町の前田清子町長の発言は名誉棄損に当たるなどとして、合併後の東近江市や元町長らに約一億二千六百万円の損害賠償を求めていた訴訟の判決が十日、大津地裁で言い渡され、同社と社長に各十百万円の計二十万円を支払うよう命じた。

北口社長は十六年十二月、架空の汚泥処理費用を町からだまし取ったとして、同町職員二人とともに詐欺の疑いで逮捕さ

れた。しかし、実際に行った清掃作業の費用を町に請求したが、幹部職員の指示で汚泥処理として請求し直し、支払いを受けていたことから、詐欺に当たらないとして不起訴処分となった。

判決によると、前田町長(現東近江市議)は、同年十二月の町議会で「逮捕された職員が(北口社長から)ゆすりを受けて、脅されて(処理費用を)支払った」などと発言した。

稲葉重子裁判長は「職員にも責任があり、社長だけの責任であるかのよ

うな発言で、名誉への配慮が足りず、正当な職務行為でない」と指摘した。中村功一市長は「控訴を含め議会とも協議し対応したい」としている。不起訴となった詐欺事

件は、町から委託を受けた北口産業が十三年七月から十五年十一月にかけて、町内で清掃作業を行った費用を町に請求したが、このままでは支出できないと町職員の指示を受け、実態と異なる汚泥処理費用として請求し直し、約二百七十万円の支払いを受けたもの。